

# 工事現場の遠隔臨場に関する実施要領

令和5年4月

北海道建設部

# 目次

1. はじめに .....	2
2. 総則 .....	3
2. 1 目的 .....	3
2. 2 適用の範囲.....	4
2. 3 施工計画書.....	6
2. 4 監督職員等による監督実施項目.....	7
2. 5 検査職員による検査の実施項目.....	8
3. 遠隔臨場に使用する機器と仕様.....	9
4. 遠隔臨場による段階確認等の実施.....	10
4. 1 事前準備.....	10
4. 2 遠隔臨場の実施及び記録と保存.....	11
5. 留意事項等.....	12
5. 1 効果の把握.....	12
5. 2 留意事項.....	12
5. 3 その他.....	12
6. 費用の算出方法.....	13
7. 参考資料.....	14
7. 1 動画撮影用カメラとWeb会議システム等に関する参考値.....	14
7. 2 特記仕様書（記載例） .....	15
7. 3 確認項目の適用性.....	16
7. 4 （参考）遠隔臨場に役立つ機器及びソフトウェア .....	16

## 1. はじめに

建設現場における遠隔臨場については、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（以下、「本要領」という。）」および「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）（以下、「監督・検査要領」という。）」を策定したので、遠隔臨場実施にあたっては、本要領及び監督・検査要領によることを基本とする。

### ○対象工事

対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある全ての工事に適用することを標準とするが、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまう恐れのある確認項目は、対象としないこととする。

#### ① 新規発注工事の場合

発注時において、遠隔臨場の実施を特記仕様書に記載することとする。但し、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

#### ②既契約（特記に記載がない場合）の工事の場合

- a) 発注者が対象工事に合致すると判断した工事については、受注者に要請し、実施可能の回答が得られた場合は、設計変更により実施する。
- b) 発注者が対象工事に合致しないと判断した工事については、受注者から遠隔臨場の希望があった場合（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等を含む）、受発注者間で協議し、特段の事情がない限り、実施することも可とする。

### ○費用負担

遠隔臨場実施にかかる費用負担については、以下の通りとする。

遠隔臨場実施にかかる費用の全額を技術管理費に積上げ計上とする。

## 2. 総則

### 2. 1 目的

本要領は、北海道建設部が所管（建設管理部が発注）する工事現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管

#### 【解説】

遠隔臨場とは、モバイル端末等によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。

本要領は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ実施により効果の見込める工種を対象とする。遠隔臨場を実施する工種の選定は「7.3 確認項目の適応性」を参考とする。但し、「7.3 確認項目の適応性」については、現場条件により適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適応性を判断する。

## 2. 2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「北海道建設部土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

### 【解説】

受注者がモバイル端末等により取得した映像及び音声を、Web会議システム等を介して確認するものである。

遠隔臨場については、受発注者間の協議により、適用する工種・確認項目を選定し実施するものとし、変更契約の際には「7.2 特記仕様書（記載例）」を参考に明示するものとする。

確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で工事監督員へ提出（図 2-1※1）する。

遠隔臨場は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故等の報告時の活用を妨げるものではない。

実施手順	受注者の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: auto;">施工計画書</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: auto;">機器の準備</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin: auto;">遠隔臨場による 段階確認等の実施</div>	<p>①施工計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目</li> </ul> <p>②機器の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）</li> <li>• Web会議システム等</li> </ul> <p>③段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事前準備</li> <li>• 撮影の実施（※1）</li> </ul>

図 2-1 受注者の実施項目

### (1) 段階確認

「北海道建設部土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-23 工事監督職員による検査（確認を含む）及び立会等」において、「7. 工事監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」の事項に該当し、モバイル端末等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、施工管理記録、写真等を整備し、工事監督員のこれらを提示し、確認を受けなければならない。」の事項に該当するものである。

モバイル端末等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、工事監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による段階確認を実施する。

### (2) 材料確認

「北海道建設部土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第2章 材料 第2節 品質」、「1-2-2-1の1と4による品質確認及び現物による確認」を記載したものである。

現物による確認においては、モバイル端末等を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、工事監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による材料確認を実施する。

工場製作工（共通）において、受注者は鋼材にJISマーク表示のないものについては、モバイル端末等を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

### (3) 立会

「北海道建設部土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、工事監督員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における工事監督員が臨場にて行う行為にモバイル端末等の機器を用いて、その内容について契約図書との整合を確かめる方法を記載したものである。

モバイル端末等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向通信を行うことにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。また、立会工種に関しては「北海道建設部土木工事共通仕様書」に従うものとする。なお、工事監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による立会を実施する。

## 2. 3 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、工事監督員の確認を受けなければならない。

- (1) 適用種別
- (2) 使用機器と仕様
- (3) 段階確認等の実施

### 【解説】

#### (1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。適用する確認項目については、「7.3確認項目の適応性」を参考にするものとする。但し、「7.3確認項目の適応性」については、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用、不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適応正を判断する。

#### (2) 使用機器と仕様

本要領に基づいて使用するモバイル端末等とWeb会議システム等を記載する。

##### 1) モバイル端末等の機器と仕様

現場（臨場）にて使用するモバイル端末等の機器と仕様を記載する。

##### 2) Web会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の映像を監督職員等へ配信するために使用するWeb会議システムを記載する。

#### (3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。

## 2. 4 工事監督員による監督の実施項目

工事監督員による監督の実施項目は、「監督・検査要領」の「4. 工事監督員の実施項目」による。

### 【解説】

工事監督員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料を整備し、遠隔臨場の映像と音声の配信を行い、必要な場合は録画（図1-2※1）する。

確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で工事監督員へ提出（図2-2）する。（従来の段階確認等資料の管理と同様とする。）

実施手順	工事監督員の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">映像と音声による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>① 施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要領を適用する「段階確認願」、「材料確認」と「立会」項目</li> <li>・ 機器構成と仕様 等</li> </ul> <p>② 段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「段階確認願」、「立会願」の受領</li> <li>・ 撮影の実施と記録</li> </ul>

図 2-2 工事監督員の実施項目



## 2. 5 検査員による検査の実施項目

検査の実施項目は、「監督・検査要領」の「5. 検査員の実施項目（書面検査）」による。

### 【解説】

遠隔臨場を適用した「段階確認」、「材料確認」と「立会」における検査員の実施項目以下に示す。  
 なお、確認実施者が現場技術員の場合は、実施の記録が工事監督員に提出されていることを確認する。

実施手順	検査員の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     施工計画書                 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                     機器の準備                 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">                     映像と音声による 段階確認等の実施                 </div>	<p>① 施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「段階確認」,「材料確認」と「立会」項目の確認</li> </ul> <p>② 段階確認等の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「段階確認願」,「立会願」の授受状況の確認</li> </ul>

図 2-3 検査員の実施項目

### 3. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用するモバイル端末等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

#### 【解説】

遠隔臨場に使用するモバイル端末等の機器は受注者が準備、運用するものとする。また、モバイル端末等とWeb会議システム等は工事監督員と協議の上、確認行為を実施できるものを選定するが、Web会議システムは、試行結果より「Zoom」の利用を推奨している。

仕様における参考値を「7. 1 動画撮影用カメラとWeb会議システム等に関する参考値」に示す。但し記載の参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、判断するものとする。

なお、既に使用しているWeb会議システム等がある場合、また特記仕様書等に資機材準備の別途記載がある場合にはこの限りではない。



図 3-1 機器構成 (例)

#### 4. 遠隔臨場による段階確認等の実施

##### 4.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

##### 【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、工事監督員に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、工事監督員の確認を行う。なお、工事監督員による確認・立会の実施時間は、工事監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合はこの限りではない。

##### 1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を工事監督員に提出しなければならない。また、工事監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

##### 2) 立会

受注者は設計図書に従って工事監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により工事監督員に提出しなければならない。

## 4.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

### 【解説】

#### (1) 資機材の確認

受注者は、事前に工事監督員とモバイル端末等の仕様、通信状況等について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

#### (2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係等を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、工事監督員は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

#### (3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げ、工事監督員による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、工事監督員による実施結果の確認を得ること。

#### (4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出（図 2-1※1）する。（従来の段階確認等資料の管理同様とする。）受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信し、必要な場合は画像をキャプチャー保存する。

## 5. 留意事項 等

### 5.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、実施を通じた効果の検証及び課題の抽出等について、施工者及び工事監督員を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

### 5.2 留意事項

遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

- (1) 施工計画時点では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏の気温上昇、地下水の多量出水等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討する。
- (2) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (3) モバイル端末等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (4) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- (5) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (6) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (7) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、工事監督員は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

- (8) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (9) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

### 5.3 その他

本要領に記載されていない事項については、次の担当者に相談すること。

北海道建設部建設政策局建設管理課

- ・技術管理係 主査（技術基準）
- ・積算システム係 主査（情報共有）

## 6. 費用算出方法

遠隔臨場実施にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LANポート：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyone nsuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。

・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

## 7. 参考資料

### 7.1 動画撮影用カメラと Web 会議システム等に関する参考値

表 7-1 動画撮影用のカメラに関する参考数値

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1 チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1 チャンネル）以上	

表 7-2 Web 会議システムに関する参考数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1 Mbps 以上	

画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用する人数や映像共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 7-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。）

## 7.2 特記仕様書（記載例）

（記載例）

### 1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、モバイル端末等とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」の内容に従い実施する。

### 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件（通信障害、悪天候等）により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

### 3. 実施内容

#### (1) 機器の準備

遠隔臨場に要するモバイル端末等や、Web会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は工事監督員と協議し決定するものとする。

#### (2) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、工事監督員は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

#### (3) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、工事監督員の指示による。

#### (4) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「北海道における建設業許可業者又は無許可業者の不正行為に対する監督処分の基準」等に従い、監督処分を実施する場合がある。



### 7.3 確認項目の適応性

汎用的なモバイル端末等やWeb会議システム等の機器を用いた場合の遠隔臨場の適応性を別表 1、2、3 に示す。

○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

なお、適応性は、これまで実施した建設現場の遠隔臨場の試行結果（アンケート調査結果）より整理したものであり、「○：汎用的な機器で実施可能な確認項目」において受注者の創意工夫（特殊な機器の使用等）を妨げるものではない。また、「△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は、現在の測定機器等に加え、特殊な機器（AI 等の汎用化されていない機器）もしくは現場臨場を必要とする確認項目である。

遠隔臨場を適用する工種、細別等は、別表 1～3 を参考とする。但し、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

### 7.4 （参考）遠隔臨場に役立つ機器及びソフトウェア

#### (1) 遠隔臨場に役立つ機器

- ・山間部等でも遠隔臨場が実施できる通信環境を確保するためのWi-Fiルーターや衛星通信機器
- ・全景や広範囲を確認するために使用する広角カメラや360度カメラ、ドローン
- ・微細クラックの有無等を確認するための高解像度カメラや望遠カメラ
- ・撮影時の手ブレを防止するための手ブレ補正ジンバルや手ブレ補正機能付きのスマート端末
- ・騒音等の大きい現場での検査に対応するためのノイズキャンセリング機能を搭載した高性能イヤホンマイクや骨伝導イヤホン

#### (2) 遠隔臨場に役立つソフトウェア等の機能

- ・確認したい箇所を発注者側から画面上で容易に指示できる機能
- ・確認したい書類や写真を発注者側で抽出、閲覧、確認、拡大する機能
- ・騒音等により、音声でのやり取りが困難な現場での確認等を考慮し、音声のほかテキスト(チャット等)でコミュニケーションが取れる機能
- ・確認する構造物の大きさや確認内容を踏まえ、近接映像、全体映像の2つの映像を同時に表示できる機能

※詳細については、受発注者間の協議を踏まえ、現場での適用について決定すること。

別表 1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 1/ 5

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
指定仮設工 ※1		設置完了時	使用材料	○
指定仮設工 ※1		設置完了時	高さ、深さ	○
指定仮設工 ※1		設置完了時	幅、長さ	○
掘削工 ※2		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
掘削工 ※2		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※3	○
掘削工 ※2		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※4	△
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング 実施時	ブルーフローリング 実施状況	△
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	基準高	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	施工厚さ	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	使用材料	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	幅	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	延長	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	置換厚さ	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	施工厚さ	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	使用材料（サンド）	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	使用材料（ペーパー）	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	打込長さ	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工完了時	施工位置	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工完了時	杭径	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	打込長さ	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	基準高	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	施工位置	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	杭径	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工時	使用材料	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工時	深度	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	基準高	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	位置・間隔	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	杭径	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

- ※1：仮設道路、仮架橋工、仮締切工、土留工等  
 ※2：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工  
 ※3：変化位置を色の変化等により確認する場合  
 ※4：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 2/5

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
固結工	薬液注入	施工時	使用材料	○
固結工	薬液注入	施工時	深度	○
固結工	薬液注入	施工時	注入量	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	長さ	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込完了時	変位	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	使用材料	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	長さ	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込完了時	変位	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	打込時	使用材料	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	打込時	長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	打込時	溶接部の適否	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	打込時	杭の支持力	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	打込完了時（打込杭）	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	掘削完了時（中堀杭）	杭の先端土質	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	施工完了時（中堀杭）	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	施工完了時（中堀杭）	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	掘削長さ	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	支持地盤	△
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	使用材料	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	基準高	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	偏心量	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	杭径	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
深礎工		土（岩）質の変化したとき	土（岩）質	△
深礎工		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※1	○
深礎工		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※2	△
深礎工		掘削完了時	長さ	○
深礎工		掘削完了時	支持地盤	△
深礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
深礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1：変化位置を色の変化等により確認する場合

※2：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 3/5

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
深礎工		施工完了時	基準高	○
深礎工		施工完了時	偏心量	○
深礎工		施工完了時	径	○
深礎工		グラウト注入時	使用材料	○
深礎工		グラウト注入時	使用量	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵据え付け完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵据え付け完了時	施工位置	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※1	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化したとき	変化位置 ※2	△
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、 ニューマチックケーソン基礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料	○
鋼管井筒基礎工		打込時	長さ	○
鋼管井筒基礎工		打込時	溶接部の適否	○
鋼管井筒基礎工		打込時	支持力	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	基準高	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	偏心量	○
鋼管井筒基礎工		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	幅	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	延長	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	置換厚さ	○
置換工(重要構造物)		掘削完了時	支持地盤	△
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	△
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	△
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○
護岸工	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1：変化位置を色の変化等により確認する場合

※2：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 4/5

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
重要構造物 ※1		土（岩）質の変化したとき	土（岩）質	△
重要構造物 ※1		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※3	○
重要構造物 ※1		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※4	△
重要構造物 ※1		床掘削完了時	支持地盤（直接地盤）	△
重要構造物 ※1		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
重要構造物 ※1		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
重要構造物 ※1		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	○
躯体工、RC 躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	○
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
床版工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼橋		仮組立て完了時 （仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンパー	○
鋼橋		仮組立て完了時 （仮組立てが省略となる場合を除く）	寸法	○
桁製作工 ※2		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※2		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※2		PC 鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料	○
桁製作工 ※2		PC 鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	設計図書との対比	○
トンネル掘削工		土（岩）質の変化したとき	土（岩）質	△
トンネル掘削工		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※3	○
トンネル掘削工		土（岩）質の変化したとき	変化位置 ※4	△
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚	○
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	ロックボルト 打ち込み本数	○
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	ロックボルト 打ち込み長さ	○
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	○
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	○
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

※1：函薬工（樋門・樋管を含む）、躯体工（橋台）、RC 躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC 擁壁、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工

※2：ポストテンション T (I) 桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、PC ホロースラブ製作工、PC 版桁製作工、PC 箱桁製作工、PC 片持箱桁製作工、PC 押し箱桁製作工、床版・横組工

※3：変化位置を色の変化等により確認する場合

※4：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表 1 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 5/5

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	穿孔長、径、間隔、孔内状況	○
	鋼板取付け工	鋼板建込み固定アンカー完了時	設計図書との対比（鋼板の割付、形状、継ぎ手形状）、材片の組合せ状況	○
	固定アンカー工			
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と感想状況、仮付け溶接寸法、外観状況	○
		溶接完了時	溶接部の適否	○
	現場塗装工	塗装前	鋼板面素地調整状況	○
塗装完了時		外観状況	○	
床掘工（漁港）	ポンプ床掘完了時	掘削完了時	基準高測定	○
	グラブ床掘完了時			○
	硬土盤床掘完了時			○
	砕岩床掘完了時			○
	バックホウ床掘完了時			○
基礎工（漁港）	捨石	均し完了時	基準高測定	○
本土工（漁港）	ケーソン	鉄筋組立て完了時、制作完了時又は据付前	使用材料、設計図書との対比、スペーサー一個数、寸法、外観	○
	L型ブロック			
	セルラーブロック	鉄筋組立て完了時、制作完了時又は据付前	使用材料、設計図書との対比、寸法、外観	○
	方塊（直立消波、蓋を含む）	製作完了時又は据付前	使用材料、設計図書との対比、寸法、外観	○
消波工（漁港）	消波ブロック	製作完了時又は据付前	使用材料、設計図書との対比、寸法、外観	○
裏込・裏埋工（漁港）	裏込（埋）材	裏埋土前	設計図書との対比	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

別表 2 遠隔臨場に関する「材料確認」確認項目一覧

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

区分	材料名	試験項目		適応性
全般	JIS 規格製品	資料確認		○
セメントコンクリート 製品	コンクリート杭、 コンクリート矢板	外観試験		○
	レディーミクストコンクリート	強度試験	圧縮強度	○
		強度試験	曲げ強度	○
		スランプ試験		○
		スランプフロー試験		○
		空気量		○
		塩化物含有量		○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

別表 3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 1/24

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
土工	河川土工・海岸土工・砂防土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表 1-2-1 によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	△
土工	道路土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表 1-2-1 によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。	△
土木工事材料	道路標識及び区画線	道路標識	反射シート	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表 2-2-27、表 2-2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	○
一般施工	一般舗装工	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材材量の使用量の確認	アスファルト注入材の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	○
一般施工	地盤改良工	固結工	薬液注入工事事前の確認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 ① 注入圧② 注入速度③ 注入順序④ ステップ長 (2) 材料関係 ① 材料（購入・流通経路等を含む）② ゲルタイム③ 配合	△
一般施工	植栽維持工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
一般施工	植栽維持工	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	3) 枯死、または形態不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○
樋門・樋管	付属物設置工	境界工	境界杭（鉾）の設置位置	受注者は、境界杭（鉾）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。	○
河川維持	堤防養生工	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。 なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	○
河川維持	構造物補修工	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
砂防堰堤	コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本体工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	△

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。



項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
砂防堰堤	砂防堰堤付属物設置工	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。	○
斜面对策	地下水排除工	一般事項	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、監督職員立会のうえでロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。	○
コンクリートダム	掘削工	岩盤面処理	監督職員の確認	受注者は、本条第 3 項及び第 4 項の作業完了後、監督職員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	基礎岩盤の確認	一般事項	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	岩盤確認後の再処理	岩盤確認後の再処理	受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第 9 編 9-1-3-5 岩盤面処理 4 項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 (1) 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合。 (2) 基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	原石骨材	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	打込み開始	打継目	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督職員の確認を受けなければならない。	○
コンクリートダム	埋設物設置工	冷却管設置	通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	埋設物設置工	継目グラウチング設備設置	一般事項	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督職員の確認を受けなければならない。	○
*コンクリートダム	埋設物設置工	止水板	接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	パイプクーリング工	冷却工	冷却完成後の処置	(2) 受注者は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会のもとに冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。	○
コンクリートダム	プレクーリング港	施工設備等	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の確認を得なければならない。 また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。	○
コンクリートダム	プレクーリング工	施工	洗浄及び水押しテスト	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏れ箇所等の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、監督職員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	プレクーリング港	施工	注入	(1) 受注者は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。	○
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	監督職員の立会	受注者は、基礎地盤面及び基礎岩盤の整形状況については、監督職員の立会を受けなければならない。	△

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

別表 3 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 3/24

凡例○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎岩盤確認	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	一般事項	盛立再開時の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督職員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	材料採取	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	△
基礎グラウチング	ボーリング工	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
舗装	道路植栽工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
舗装	道路植栽工	道路植栽工	植栽植樹の植替え	(3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○
トンネル (NATM)	トンネル掘削工	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	△

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェックポイント)	注意事項及び説明	適応性				
共通仮設（漁港）	汚濁防止膜工（水質汚濁防止膜）	施工	施工状況	施工中	施工状況	・目安として1回/1工事	○				
		保守	保守管理	施工中	保守管理	・汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行う	○				
無筋・鉄筋コンクリート（漁港）	現場練りコンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ	施工中	材料の計量	・計量は現場配合により行う。 ・骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」又は監督職員の承諾を得た方法によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。 ・計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とする ・連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。なお、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基つき、規定の時間当りの計量分を適切に定める。 ・材料の計量値は、自動記録装置により記録する。	○				
				施工中	練混ぜ状況	・コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りパッチミキサ及び連続ミキサを使用する。 ・ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規程「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。 ・「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ（用語及び仕様項目）」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。 ・定めた練混ぜ時間の3倍以内で行う。 ・ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。 ・使用の前後にミキサを清掃する。 ・ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。 ・連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。 ・コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。	○				
運搬打設工		施工	打設	準備	施工中	準備	・コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工する。 ・レディーミキストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。 ・打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定するものとし、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておく。	○			
				運搬	施工中	運搬	・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。 ・材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。	○			
				打設	施工中	打設	・コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意する。 ・コンクリートポンプを使用する場合、土木学会規程「コンクリートのポンプ施工指針」により施工する。 ・ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバフプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとし、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにする。 ・バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じるとともに、排出口は排出時に材料が分離しない構造のものとする。 ・打設したコンクリートを型枠内で横移動させない。 ・一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設する。 ・コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設するものとし、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。 ・型枠に接して露出面となるコンクリートを、完全なモルタルの表面が得られるように打設し、締固める。 ・コンクリートの打立りに伴い不要となったスペーサを可能な限り取除く。 ・コンクリートの打設中、表面にブリージング水が生じた場合、適切な方法でこれを取除きながらコンクリートを打設する。 ・コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、上層のコンクリートは下層のコンクリートが硬化し始めるまでに打設する。	○			
				締固め	施工中	締固め	・コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いるものとし、薄い壁などバイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用する。 ・コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固める。 ・コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めする。	○			
				沈下ひびわれに対する処置	施工中	沈下ひびわれに対する処置	・スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設するものとし、張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。 ・沈下ひびわれが発生した場合、ただちにタンピングを行い、これを消す。	△			
				打継目	施工中	打継目	・打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるようにし、やむを得ず、せん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目にほぞ、又は溝を作るか、適切な鋼材を配置してこれを補強する。 ・硬化したコンクリートに新しくコンクリートを打ち継ぐ場合、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、表皮等を取り除き、打継面を粗にし、十分吸水させ打設しなければならない。	△			

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェックポイント)	注意事項及び説明	対応性		
無筋・鉄筋コンクリート(漁港)	運搬打設工	施工	表面仕上げ	施工中	表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠に接しない仕上げの面の締固めを終わり、ほぼ規定の高さ及び形に均したコンクリートの上面にしみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げはならない。仕上げには木ゴテ、金ゴテ等を用いるものとし、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いる。</li> </ul>	△		
			養生	施工中	養生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>打設後、一定期間をコンクリート硬化に必要な温度及び湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないよう養生する。</li> <li>コンクリートの露出面を養生マット、布等でぬらしたもので、これを覆うかまたは散水、灌水を行い湿潤状態を保つ。</li> </ul>	○		
	暑中コンクリート	施工	準備	準備	施工中	準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工する。</li> <li>レディーミクスコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下場所等の状況を把握しておく。</li> <li>打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定するものとし、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておく。</li> </ul>	○	
				材料の計量	施工中	材料の計量	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量は現場配合により行う。</li> <li>骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。</li> <li>計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とする。</li> <li>連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。</li> <li>ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定める。</li> <li>材料の計量値は、自動記録装置により記録する。</li> </ul>	○	
			材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	施工中	練混ぜ状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用する。</li> <li>ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規程「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。</li> <li>「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ(用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。</li> <li>定めた練混ぜ時間の3倍以上行わない。</li> <li>ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。</li> <li>使用の前後にミキサを清掃する。</li> <li>ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。</li> <li>連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。</li> <li>コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。</li> </ul>	○		
			運搬	施工中		<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。</li> <li>材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。</li> </ul>	○		
	暑中コンクリート	施工	打設	打設	施工中	打設	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理表を作成し提出する。</li> <li>コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させる。</li> <li>型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じる。</li> <li>打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。</li> <li>コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬する。</li> <li>練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えない。</li> <li>コンクリートの打設は、コールドジョイントが生じないように行う。</li> <li>コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意する。</li> <li>コンクリートポンプを使用する場合、土木学会規程「コンクリートのポンプ施工指針」により施工する。</li> <li>ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバフプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとし、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにする。</li> <li>バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じる。</li> <li>打設したコンクリートを型枠内で横移動させない。</li> <li>一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設する。</li> </ul>	○	
				締固め	施工中	締固め	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いるものとし、薄壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用する。</li> <li>コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固める。</li> <li>コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めする。</li> </ul>	○	
			コンクリート温度						○

現場条件により対応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場現場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェックポイント)	注意事項及び説明	適応性
無筋・鉄筋コンクリート(漁港)	暑中コンクリート	施工	沈下ひびわれに対する処置	施工中	沈下ひびわれに対する処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設するものとし、張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。</li> <li>沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングを行い、これを消す。</li> </ul>	△
			表面仕上げ	施工中	表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠に接しない仕上げ面の締固めを終わり、ほぼ規定の高さ及び形に均したコンクリートの上面にしみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げてはならない。仕上げには木ゴて、金ゴて等を用いるものとし、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いる。</li> </ul>	△
			養生	施工中	養生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>打設終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護する。</li> <li>気温が高く湿度が低い場合には、直射日光、風等を防ぐ為に必要な処置を施す。</li> </ul>	○
	寒中コンクリート	施工	準備	施工中	準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工する。</li> <li>レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。</li> <li>打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定するものとし、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておく。</li> </ul>	○
			材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	施工中	材料の計量	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量は現場配合により行う。</li> <li>骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。</li> <li>計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とする</li> <li>連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。</li> <li>ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定める。</li> <li>材料の計量値は、自動記録装置により記録する。</li> </ul>	○
			練混ぜ状況		練混ぜ状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りパッチミキサ及び連続ミキサを使用する。</li> <li>ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規程「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。</li> <li>「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ(用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。</li> <li>定めた練混ぜ時間の3倍以上行わない。</li> <li>ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。</li> <li>使用の前後にミキサを清掃する。</li> <li>ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。</li> <li>連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。</li> <li>コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。</li> </ul>	○
			運搬	施工中	運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。</li> <li>材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。</li> </ul>	○
			打設	施工中	コンクリート温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理表を作成し提出する。</li> <li>打設時のコンクリート温度は5~20℃とする。</li> <li>セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入順序を定める。</li> <li>鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設しないものとし、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設する。</li> <li>凍害を受けたコンクリートは除去する。</li> <li>打設されたコンクリートの露出面を寒気に長時間さらさないようにする。</li> </ul>	○
			打設	施工中	打設	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意する。</li> <li>コンクリートポンプを使用する場合、土木学会規程「コンクリートのポンプ施工指針」により施工する。</li> <li>ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバフプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとし、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにする。</li> <li>バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じる。</li> <li>打設したコンクリートを型枠内で横移動させない。</li> <li>一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設する。</li> <li>コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設するものとし、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。</li> <li>型枠に接して露出面となるコンクリートを、完全なモルタルの表面が得られるように打設し、締固める。</li> <li>コンクリートの打設中、表面にブリージング水が生じた場合、適切な方法でこれを除去しながらコンクリートを打設する。</li> <li>コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、上層のコンクリートは下層のコンクリートが硬化し始める前までに打設する。</li> </ul>	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェックポイント)	注意事項及び説明	適応性
無筋・鉄筋コンクリート (漁港)	寒中コンクリート	施工	締固め	施工中	締固め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いるものとし、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用する。</li> <li>・コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固める。</li> <li>・コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めする。</li> </ul>	○
			沈下ひびわれに対する処置	施工中	沈下ひびわれに対する処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設するものとし、張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。</li> <li>・沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングを行い、これを消す。</li> </ul>	△
			表面仕上げ	施工中	表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠に接しない仕上げの面の締固めを終わり、ほぼ規定の高さ及び形に均したコンクリートの上面にしみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げしてはならない。</li> <li>・仕上げには木ごて、金ごて等を用いるものとし、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いる。</li> </ul>	△
			養生	施工中	養生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打設後、コンクリートの硬化に必要な温度及び湿度を保つ。</li> <li>・打設後、凍結しないようコンクリートを十分に保護し、特に風を防ぐ。</li> <li>・コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようし、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させない。</li> </ul>	○
鉄筋工	施工	施工状況	施工中	貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵するものとし、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをする。</li> </ul>	○	
			施工中	加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋の材質を書さない方法で加工する。</li> <li>・図面に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合、土木学会「コンクリート標準示方書」〔設計編〕により加工する。</li> <li>・曲げ加工した鉄筋は曲げ戻さない。</li> </ul>	○	
			施工中	組立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組立てに先立ち、鉄筋を清掃し、浮きさび、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するものは、除去する。</li> <li>・図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組立てる。</li> <li>・必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用する。</li> <li>・鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線又は適当なクリップで緊結する。</li> <li>・鉄筋のかぶりを守つよう、スペーサを設置する場合、本体コンクリートと同等以上の品質のスペーサ（モルタル・コンクリート製）により、鉄筋と型枠の間隔を正しく保つ。</li> <li>・組立てた鉄筋に泥、油等が付着している場合、それを除去する。</li> <li>・上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後24時間以上経過した後に行う。</li> </ul>	○	
			施工中	継手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋の継手は、重ね継手とし、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線により2か所以上緊結する。</li> <li>・設計図書に明示された場合を除き、継手を同一断面に集めない、継手位置を軸方向にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上とする。</li> </ul>	○	
型枠及び支保工	施工	施工状況	施工中	構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠及び支保工をコンクリート構造物の位置並びに形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造とする。</li> <li>・コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用する。</li> </ul>	○	
			施工中	組立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠及び支保工をボルト及び棒鋼等の締付け材を使用し堅固に組み立てるものとし、型枠を取外した後、コンクリート表面にこれらの締付け材を残さない。</li> <li>・型枠内面にはく離剤の塗布又はこれに代わる表面処理等を行う。</li> </ul>	○	
			施工中	取外し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書に定めのない場合、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、構造物の種類、重要性等を考慮して、取外し時期及び順序を施工計画書に記載する。</li> <li>・型枠の組立に使用した締付け材の穴並びに壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修する。</li> </ul>	○	
水中コンクリート	施工	準備	施工中	準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。</li> <li>・計量は現場配合により行う。</li> </ul>	○	
		材料の計量及び練混ぜ (現場練りコンクリート)	施工中	材料の計量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。</li> <li>・計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とする</li> <li>・連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。</li> <li>・ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定める。</li> <li>・材料の計量値は、自動記録装置により記録する。</li> </ul>	○	

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性	
無筋・鉄筋コンクリート(漁港)	水中コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	施工中	練混ぜ状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りパッチミキサ及び連続ミキサを使用する。</li> <li>・ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規程「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。</li> <li>・「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ(用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。</li> <li>・定めた練混ぜ時間の3倍以上行わない。</li> <li>・ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。</li> <li>・使用の前後にミキサを清掃する。</li> <li>・ミキサは練り上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。</li> <li>・連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。</li> <li>・コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。</li> </ul>	○	
			運搬	施工中	運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。</li> <li>・材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。</li> </ul>	○	
		型枠	施工中	構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠をコンクリート構造物の位置並びに形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造とする。</li> <li>・コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用する。</li> </ul>	○		
			施工中	組立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠をボルト及び棒鋼等の締付け材を使用し堅固に組み立てるものとし、型枠を取外した後、コンクリート表面にこれらの締付け材を残さない。</li> <li>・型枠内面にはく離剤の塗布又はこれに変わる表面処理等を行う。</li> </ul>	○		
		型枠	施工中	取外し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書に定めのない場合、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、構造物の種類、重要性等を考慮して、取外し時期及び順序を施工計画書に記載する。</li> <li>・型枠の組立に使用した締付け材の穴並びに壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修する。</li> </ul>	○		
			施工中	打設状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートは静水中に打設する。これ以外の場合であっても、流速0.05m/s以下とする。</li> <li>・コンクリートを水中落下させないようにし、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないように工夫する。</li> <li>・コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設するものとし、やむを得ず打設を中止した場合はそのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設できない。</li> <li>・レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないように注意する。</li> <li>・コンクリートが硬化するまで、水の流動を防ぐものとし、設定図書に特別の処置が指定されている場合はそれに従う。</li> <li>・仕上げの計画天端高が水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに型枠の各面に水抜き穴を設ける。</li> <li>・コンクリートはケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設する。</li> <li>・ケーシング打設の場合、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にブランジャーや鋼製蓋を装着しその筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通して打ち込む。</li> <li>・コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくする。</li> </ul>	○		
		袋詰コンクリート	施工	準備	施工中	準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入されているものとする。</li> <li>・打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように引き上げるものとする。</li> <li>・一本のケーシング又はトレミーで打込む面積については、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大にならないものとする。</li> <li>・コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込む。</li> <li>・コンクリートポンプ打設の場合、コンクリートポンプの配管は水密であるものとする。</li> <li>・コンクリートポンプ打設の打込みの方法は、トレミーの場合に準じる。</li> <li>・トレミーを使用する場合、トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たされているものとし、水平移動しない。</li> <li>・1本のトレミーで打込む面積はコンクリートの水中移動距離を考慮し、過大にならないこと。</li> </ul>	○
				材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	施工中	材料の計量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。</li> <li>・計量は現場配合により行う。</li> <li>・骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。</li> <li>・計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とするとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定・連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものの時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。</li> <li>・ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定める。</li> <li>・材料の計量値は、自動記録装置により記録する。</li> </ul>	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性
無筋・鉄筋コンクリート (漁港)	袋詰コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ (現場練りコンクリート)	施工中	練混ぜ状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りパッチミキサ及び連続ミキサを使用する。</li> <li>・ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会標準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。</li> <li>・「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ (用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。</li> <li>・定めた練混ぜ時間の3倍以上行わない。</li> <li>・ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。</li> <li>・使用の前後にミキサを清掃する。</li> <li>・ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。</li> <li>・連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。</li> <li>・コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。</li> </ul>	○
			運搬	施工中	運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。</li> <li>・材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。</li> </ul>	○
			施工状況	施工中	袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛る。</li> <li>・袋を長手及び小口の層に交互に、1袋ずつ丁寧に積み、水中に投げ込まない。</li> </ul>	○
	水中不分離性コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ	施工中	材料の計量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各材料を1バッチ分ずつ質量計量する。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよい。</li> <li>・計量誤差は1バッチ計量分に対し(共)第1編表4-3の値以下とする。</li> </ul>	○
				施工中	練混ぜ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」に準じる。</li> <li>・強制練りパッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜる。</li> <li>・コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜる。</li> <li>・練混ぜ時間は試験によって定める。</li> <li>・練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを附着させる。</li> </ul>	○
				施工中	ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄する。</li> <li>・洗浄排水の処理方法をあらかじめ定める。</li> </ul>	○
準備			施工前	準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定する。</li> <li>・打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定める。</li> </ul>	○	
運搬			施工前	運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータラック等で運搬する。</li> </ul>	○	
水中不分離性コンクリート			施工	打設	施工中	打設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確認する。</li> <li>・打込みはコンクリートポンプ又はトレミーを用いて行う。</li> <li>・コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行い、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用する。</li> <li>・コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行う。</li> <li>・コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打込む。</li> <li>・水中流動距離を5m以下とする。</li> <li>・波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確認する。</li> </ul>
	打継ぎ	施工中			打継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せん断方の小さい位置に打継ぎを設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置する。</li> <li>・打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強する。</li> </ul>	○
	コンクリート表面の保護	施工中			コンクリート表面の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流水、波等の影響により、セメント分の流失又はコンクリートが洗掘される恐れがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をする。</li> </ul>	○
プレバッドコンクリート	施工	施工機器	施工中	施工機械 モルタルミキサアジテータ モルタルポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5分以内に規定の品質の注入モルタルを練混ぜることのできるものを使用する。</li> <li>・注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるものを使用する。</li> <li>・十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるものを使用する。</li> </ul>	○	
			施工中	輸送管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注入モルタルを円滑に輸送できるものを使用する。</li> </ul>	○	
			施工中	注入管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確実に、かつ、円滑に注入作業ができるものを使用するものとし、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。</li> </ul>	○	
無筋・鉄筋コンクリート (漁港)	プレバッドコンクリート	施工	施工状況	施工中	鉄筋の貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵するものとし、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをする。</li> </ul>	○
				施工中	鉄筋の加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋の材質を害さない方法で加工する。</li> <li>・図面に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合、土木学会「コンクリート標準示方書」[設計編]により加工する。</li> <li>・曲げ加工した鉄筋は曲げ戻さない。</li> </ul>	○
				施工中	鉄筋の組立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組立てに先立ち、鉄筋を清掃し、浮きさび、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するものは、除去する。</li> <li>・図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組立てる。</li> <li>・必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用する。</li> <li>・鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線又は適当なクリップで繋結する。</li> <li>・組立てた鉄筋に泥、油等が付着している場合、それを除去する。</li> <li>・上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後24時間以上経過した後に行う。</li> </ul>	○

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。



工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェックポイント)	注意事項及び説明	適応性
無筋・鉄筋コンクリート (漁港)	プレバックドコンクリート	施工	施工状況	施工中	鉄筋の継手	・鉄筋の継手は、重ね継手とし、直径0.8mm以上の焼まし鉄線により2か所以上繋結する。・設計図書に明示された場合を除き、継手を同一断面に集めない。継手位置を軸方向にずらす距離は、継手の長さ×鉄筋直径の25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上とする。	○
				施工中	型枠	・側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組立てる。	○
				施工中	モルタルの漏出防止	・基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置する。	○
				施工中	粗骨材の投入	・鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置する。 ・粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入する。 ・粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理する。	○
				施工中	注入管の配置	・鉛直注入管を水平間隔2m以内に配置する。 ・水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置し、逆流防止装置を備える。	○
				施工中	練混ぜ	・練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練混ぜる。 ・練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確認し、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をする。 ・モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練混ぜる。	○
				施工中	注入	・管の建込み終了後、異常がないことを確認した後、モルタルを注入する。 ・規定の高さまで継続してモルタル注入を行う。 ・最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は0.3~2.0m/hとする。 ・鉛直注入管を引抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5~2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保つ。 ・注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続ける。	○
				施工中	注入モルタルの上昇状況の確認	・注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておく。	○
				施工中	寒中における施工	・粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をする。	○
施工中	暑中における施工	・注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起らないよう施工する。	○				
浅瀬工 (漁港)	ポンプ浅瀬工	施工	施工状況	施工中	既設構造物前面の施工	・既設構造物に影響のないように施工する	○
				施工中	濁り防止の処置	・濁り防止等環境保全に十分注意して施工する	○
				施工中	既設構造物前面の施工	・既設構造物に影響のないように施工する	○
				施工中	濁り防止の処置	・濁り防止等環境保全に十分注意して施工する	○
				施工中	既設構造物前面の施工	・既設構造物に影響のないように施工する	○
				施工中	濁り防止の処置	・濁り防止等環境保全に十分注意して施工する	○
土捨工 (漁港)	揚土土捨工 [バージアンロード揚土]	施工	施工状況	施工中	土砂処分区域、運搬方法	・運搬中に土砂の漏出に注意する	○
				施工中	土砂処分区域、運搬方法	・運搬中に土砂の漏出に注意する	○
				施工中	土砂処分区域、運搬方法	・運搬中に土砂の漏出に注意する	○
				施工中	土砂処分区域、運搬方法	・運搬中に土砂の漏出に注意する	○
				施工中	土砂の落下防止	・揚土中の土砂落下に注意する	○
				施工中	土砂処分区域、運搬方法	・運搬中に土砂の漏出に注意する	○
埋立工 (漁港)	余水吐工	施工	施工状況	施工中	余水吐の機能の維持管理	・余水吐の機能が低下することのないよう維持管理する	○
				施工中	練混ぜ設備、練混ぜ時間等	・練混ぜ設備、練混ぜ時間等の資料を提出する	○
				施工中	改良範囲、改良形状、固化材添加量等		○
				施工中	改良範囲、改良形状、固化材添加量等		○
海上地盤改良工 (漁港)	埋立工 [ポンプ土取]	施工	施工状況	施工中	「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日国港技第27号、空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。(共通仕様書 第1編 5-3-8)		
				施工中	「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日国港技第27号、空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。(共通仕様書 第1編 5-3-8)		
				施工中	「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日国港技第27号、空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。(共通仕様書 第1編 5-3-8)		
				施工中	「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日国港技第27号、空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。(共通仕様書 第1編 5-3-8)		
				施工中	「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日国港技第27号、空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。(共通仕様書 第1編 5-3-8)		
				施工中	「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日国港技第27号、空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。(共通仕様書 第1編 5-3-8)		
				施工中	「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日国港技第27号、空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。(共通仕様書 第1編 5-3-8)		
埋立土工 [土砂掘削]	施工	施工状況	施工中	1) 土止め支保等 2) 転石等の除去 3) 流用する土砂以外の土砂の運搬処分 4) 整地仕上げ	1) 掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行う 2) 仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する 3) 設計図書の定めによる。 4) 設計図書の定めによる。	○	

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェックポイント)	注意事項及び説明	適応性								
海上地盤改良工 (漁港)	埋立土工〔土砂盛土〕	施工	施工状況	施工中	1)計画仕上り厚さ 2)滑動防止 3)締固め 4)排水 5)転石等の除去 6)流用する土砂以外の土砂の運搬処分 7)整地仕上げ	1)盛土の1層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土する 2)1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止する 3)土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締固められるものとし、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締固める 4)毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げる 5)仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する 6)設計図書の定めによる。 7)設計図書の定めによる。	○								
	床堀工〔ポンプ床掘〕	施工	施工状況	施工中	施工中	施工	・共通仕様書 第1編 5-3-2、1.ポンプ浚渫を適用する	○							
									施工後	軟弱地盤の床掘底面の地層確認方法	・設計図書に関して協議	○			
													設計図書に定めにより難しい地層の変化	・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す	○
	床堀工〔グラブ床掘〕	施工	施工状況	施工中	施工中	施工	・共通仕様書 第1編 5-3-2、3.グラブ浚渫を適用する	○							
									施工後	軟弱地盤の床掘底面の地層確認方法	・設計図書に関して協議	○			
													設計図書に定めにより難しい地層の変化	・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す	○
	床堀工〔硬土盤床掘〕	施工	施工状況	施工中	施工中	施工	・共通仕様書 第1編 5-3-2、5.硬土盤浚渫を適用する	○							
									許容範囲を超えた場合の埋戻し	・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す	○				
	床堀工〔砕岩床掘〕	施工	施工状況	施工中	施工中	施工	・共通仕様書 第1編 5-3-2、6.砕岩盤浚渫を適用する	○							
									許容範囲を超えた場合の埋戻し	・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す	○				
	床堀工〔バックホウ床掘〕	施工	施工状況	施工中	施工中	施工	・共通仕様書 第1編 5-3-2、7.バックホウ浚渫を適用する	○							
									施工後	軟弱地盤の床掘底面の地層確認方法	・設計図書に関して協議	○			
													設計図書に定めにより難しい地層の変化	・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す	○
	排砂管設備工		土捨工 排砂管設備工の規定による												
	土運船運搬工		土捨工 土運船運搬工の規定による												
	揚土土捨工		土捨工 揚土土捨工の規定による												
	置換工〔置換材〕	施工	施工状況	施工中	施工中	置換材投入状況	・置換材投入区域を確認する ・運搬途中の漏出 ・濁り発生の防止 ・浮泥の巻き込み防止	・置換材の運搬中の土砂の漏出に注意する ・濁りを発生させないよう置換材を投入する ・浮泥を巻き込まないよう置換材を投入する	○						
										置換材均し状況	・置換材均し区域を平坦に仕上げる。	○			
	圧密・排水工〔サンドドレーン〕	施工	施工状況	施工中	施工中	施工範囲、杭の配置、形状寸法、ケーシングパイプの径	・形成する砂杭が連続した一様な形状になるよう施工する ・杭施工中に杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、ただちに打直しをする	○							
									敷砂投入状況	・敷砂投入区域を確認する	○				
	圧密・排水工〔敷砂〕	施工	施工状況	施工中	施工中	・運搬途中の漏出 ・濁り発生の防止 ・浮泥の巻き込み防止	・敷砂材の運搬中の土砂の漏出に注意する ・濁りを発生させないよう砂を投入する ・浮泥を巻き込まないよう砂を投入する	○							
									施工	設計図書に定める区域内を平均に仕上げる	○				
圧密・排水工〔載荷土砂〕	施工	施工状況	施工中	施工中	施工高及び順序	設計図書に定める範囲に所定の形状で載荷する。	○								
								圧密・排水工〔ペーパードレーン〕	施工	施工状況	施工中	杭の配置、施工深度	・ドレーン打設時に共上り現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合ただちに打ち直しする ・ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合ただちに打ち直しする	○	
締固工〔サンドコンパクションバイブル〕	施工	施工状況	施工中	施工中	施工範囲、置換率、締固め度等	・形成する砂杭が連続した一様な形状になるよう施工する ・盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定する。	○								
								締固工〔盛土土砂撤去〕	施工	施工状況	施工中	既設構造物前面の施工	・既設構造物に影響のないように施工する	○	
締固工〔敷砂〕	施工	施工状況	施工中	施工中	濁り防止の処置	・濁り防止等環境保全に十分注意して施工する	○								
								敷砂投入状況	・敷砂投入区域を確認する	○					
締固工〔敷砂均し〕	施工	施工状況	施工中	施工中	・運搬途中の漏出 ・濁り発生の防止 ・浮泥の巻き込み防止	・敷砂材の運搬中の土砂の漏出に注意する ・濁りを発生させないよう砂を投入する ・浮泥を巻き込まないよう砂を投入する	○								
								施工	設計図書に定める区域内を平均に仕上げる	○					

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性	
海上地盤改良工 (漁港)	固化工〔深層混合処理杭〕	施工	材料の計量及び練混ぜ	施工中	練混ぜ設備、練混ぜ時間等		○	
			試験打ち	立会願が提出された時	位置、深度、施工方法		○	
		施工状況	施工中	改良範囲、改良形状、固化、材添加量		○		
		施工管理試験	施工中	試験項目、方法、数量	・チェックボーリング、その他の試験	○		
	固化工〔盛上土砂撤去〕	施工	施工状況	施工中	既設構造物前面の施工	・既設構造物に影響のないように施工する	○	
				施工中	濁り防止の処置	・濁り防止等環境保全に十分注意して施工する	○	
	固化工〔敷砂〕	施工	施工状況	施工中	敷砂投入状況	・敷砂投入区域を確認する	○	
				施工中	・運搬途中の漏出 ・濁り発生防止 ・浮泥の巻き込み防止	・敷砂材の運搬中の土砂の漏出に注意する ・濁りを発生させないよう砂を投入する ・浮泥を巻き込まないよう砂を投入する	○	
固化工〔敷砂均し〕	施工	施工状況	施工中	施工	設計図書に定める区域内を平均に仕上げる	○		
固化工〔薬液注入工法〕					「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」（平成29年8月1日国港技第27号、国空空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達）の規定による。（共通仕様書 第1編 5-5-9、5-3-8）	△		
基礎工（漁港）	基礎盛砂工〔盛砂〕	施工	施工状況	施工中	1)盛砂投入状況 2)濁り防止 3)浮泥巻き込み防止	1)盛砂投入区域を確認する 2)濁りを発生させないよう砂を投入する。なお設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従う 3)浮泥を巻き込まないよう砂を投入する	○	
				施工中	施工	・設計図書に定める区域内を平均に仕上げる	○	
	基礎捨石工	施工	施工状況	施工中	基礎捨石	・捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従う	○	
				施工中	捨石本均し	・捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工する。なお、均し精度は、設計図書の定めによる	○	
				施工中	捨石荒均し	・捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工する。なお、均し精度は、設計図書の定めによる	○	
	袋詰コンクリート	無筋・鉄筋コンクリート	袋詰コンクリートの規定による					
	基礎ブロック工〔基礎ブロック製作〕	製作	製作番号	製作完了後	製作番号	基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示する	○	
			型枠	施工中	型枠	型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備されたものを使用する	○	
	水中コンクリート工	無筋・鉄筋コンクリート	水中コンクリートの規定による					
	水中不分離性コンクリート工	無筋・鉄筋コンクリート	水中不分離性コンクリートの規定による					
本体内工（ケーソン式） (漁港)	ケーソン製作工〔ケーソン製作用台船〕	施工	施工状況	施工前、施工中	施工状況	・フローティングドック作業床を平坦に調整する ・気象及び海象に留意して事故防止に努めなければならない	○	
				施工中	施工状況	・ケーソンと函台を絶縁しなければならない	○	
	ケーソン製作工〔マット〕	施工	施工状況	施工中	施工状況（ケーソンと一体として施工する場合）	・摩擦増大用マットが剥離しないように処置しなければならない	○	
	ケーソン製作工〔支保〕	施工	施工状況	施工中	構造	・コンクリート構造物の位置並びに形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造とする。	○	
				施工中	組立て	・型枠及び支保工をボルト及び棒鋼等の締付け材を使用し堅固に組み立てるものとし、型枠を取外した後、コンクリート表面にこれらの締付け材を残さない	○	
				施工中	取外し	・設計図書に定めのない場合、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、構造物の種類、重要性等を考慮して、取外し時期及び順序を施工計画書に記載する。	○	
	ケーソン製作工〔鉄筋〕	施工	無筋・鉄筋コンクリート 鉄筋工の規定による					
	ケーソン製作工〔型枠〕	施工	無筋・鉄筋コンクリート 型枠及び支保工の規定による					
	ケーソン製作工〔コンクリート〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・海上コンクリート打設を、打設面が海水に洗われることのない状態にて施工する ・2面以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置する ・ケーソン製作期間中安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じる	○	
				施工中	施工状況			
	ケーソン進水据付工〔バラスト〕	施工	施工状況	施工中	バラスト		○	
	ケーソン進水据付工〔止水板〕	施工	施工状況	施工中	取付箇所から漏水がある場合		○	
	ケーソン進水据付工〔上蓋〕	施工	施工状況	施工中	水密状況		○	
	ケーソン進水据付工〔進水〕	施工	進水準備	進水前	進水前	ケーソンの異常の有無	・ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認する	○
				進水（斜路方式）	進水前	斜路の異常を発見した場合	・レール間隔、継目止ボルト等の点検 ・ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努める	○
進水（斜路方式）				施工中	施工状況	・製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調節する	○	
進水（ドライドック方式）				進水前	進水前	・ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努める	○	
進水（ドライドック方式）	施工	進水前	施工中	施工状況	・ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努める ・ゲート閉鎖は、ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努める ・波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避ける	○		

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性	
本体内工（ケーソン式）（漁港）	ケーソン進水据付工〔進水〕	施工	進水（吊降し方式）	進水前	吊降し進水においてケーソン吊金具の異常を発見した場合	・ケーソンに埋込まれた吊金具は、施工に先立ち点検する	○	
			進水（フロートイングドック方式）	施工中	施工状況	・ケーソン進水に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保する ・フロートイングドックは、一方に片寄らない状態で注水・沈降させ、進水するものとする ・ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはならない ・ケーソン進水時に仮設材の流出等で、海城環境に影響を及ぼさないようにする	○	
			進水後	ケーソン進水完了後に異常を発見した場合		○		
	ケーソン進水据付工〔仮置〕	施工	施工状況	仮置前	仮置前	ケーソンの異常の有無		○
				仮置前	仮置場の異常を発見した場合	・ケーソン仮置に先立ち、仮置場を調査する	○	
				施工中	施工状況	ケーソン注水時の各室の水位差は1m以内とする	○	
				仮置中	施工状況	・ケーソンの仮置期間中、気象及び海象に留意して管理しなければならない	○	
				仮置中	仮置期間中、異常を発見した場合		○	
				仮置後	ケーソンが所定の位置に異常なく仮置されたか		○	
	ケーソン進水据付工〔回航・えい航〕	施工	えい航	えい航前	えい航前	ケーソンの破損、漏水等が発見した場合	・ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認する	○
				えい航中	えい航中	えい航状況	・ケーソン浮上時の排水は、各室の水位差を1m以内とする ・ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努める ・ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じる ・ケーソンの安定に留意する ・ケーソンを対角線方向に引かない ・ケーソンを吊上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じる	○
				えい航完了後	えい航完了後	ケーソンの異常を発見した場合	・ケーソンに異常のないことを確認する	○
			回航	回航前	回航前	ケーソンの破損、漏水等が発見した場合	・ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認する	○
				回航中	回航中	回航状況	・ケーソン各室の水位差を1m以内とする ・大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重とする ・大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護する ・船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用する ・ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努める ・ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じる ・ケーソンの安定に留意する ・ケーソンを対角線方向に引かない ・常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じる ・出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じる	○
				回航完了後	回航完了後	ケーソンの異常を発見した場合		○
ケーソン進水据付工〔据付〕	施工	施工状況	施工中	据付状況	・気象、海象を十分に調査し、所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工を行わなければならない。 ・ケーソン各室の水位差を1m以内とするよう注水しなければならない ・海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去する	○		
中詰工〔砂・石材等中詰〕	施工	施工状況	施工中	中詰の投入状況	・本体据付後、速やかに中詰を行う ・中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行う ・中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行い、目地に中詰材がつかまらないように中詰材を投入する	○		
中詰工〔コンクリート中〕	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による						
中詰工〔プレバッドコン〕	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による						
蓋コンクリート工	施工	施工状況	施工中	蓋コンクリートの施工状況	蓋コンクリートの施工状況		・中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行う ・コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工する	○
					製作番号等			
蓋ブロック工〔蓋ブロック製作〕	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による						
蓋ブロック工〔蓋ブロック据付〕	施工	施工状況	据付中	蓋ブロックの施工	蓋ブロックの施工		・仮置場所の突起等の不陸をならすこと ・中詰終了後、速やかに据付を行う	○
蓋ブロック工〔間詰コンクリート〕	施工	施工状況	施工中	間詰コンクリートの打設	間詰コンクリートの打設		・蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行う ・間詰コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工する	○
					出来形	出来形管理	完了後	厚さ及び高さ
本体内工（ブロック式）（漁港）	本体ブロック製作工〔底面〕	施工	施工状況	施工中	施工状況		○	
	本体ブロック製作工〔鉄筋〕	施工	無筋・鉄筋コンクリート 鉄筋工の規定による					
	本体ブロック製作工〔型枠〕	施工	無筋・鉄筋コンクリート 型枠及び支保工の規定による					

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性					
本体内工（ブロック式）（漁港）	本体ブロック製作工（コンクリート）	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による	無筋・鉄筋コンクリートの規定による	製作番号等		○					
				施工状況	施工中	施工状況		・所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用する	○			
	本体ブロック据付工	施工	施工状況	施工状況	据付中		・海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際に、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去する	○				
					中請工	本体内工（ケーソン式）	中請工の規定による					
	蓋コンクリート工	本体内工（ケーソン式）	蓋コンクリート工の規定による									
蓋ブロック工	本体内工（ケーソン式）	蓋ブロック工の規定による										
本体内工（場所打式）（漁港）	場所打コンクリート工（鉄筋）	施工	無筋・鉄筋コンクリート 鉄筋工の規定による									
				無筋・鉄筋コンクリート 型枠及び支保工の規定による								
	場所打コンクリート工（伸縮目地）	施工	施工状況	施工中	取付位置、取付状況	・目安として1回/1工事	○					
					無筋・鉄筋コンクリートの規定による							
	場所打コンクリート工（コンクリート）	施工	施工状況	打設前	施工状況	・既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去する	○					
					無筋・鉄筋コンクリートの規定による							
	水中コンクリート工	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による									
プレバッドコンクリート工	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による										
水中不分離性コンクリート工	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による										
本体内工（捨石・捨ブロック式）（漁港）	洗掘防止工	基礎工	洗掘防止工の規定による									
				本体捨石投入、本体捨石の余盛	・目安として1回/1工事	○						
	本体捨石工（本体捨石均し）	施工	施工状況	施工中	均し状況	・ゆるみのないように堅固に施工する ・目安として1回/1工事	○					
					無筋・鉄筋コンクリートの規定による							
	捨ブロック工（捨ブロック製作）	施工	施工状況	施工中	製作番号等		○					
					型枠	・所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用する	○					
	捨ブロック工（捨ブロック据付）	施工	施工状況	据付中	施工状況	・海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際に、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去する	○					
					無筋・鉄筋コンクリートの規定による							
	場所打コンクリート工（基礎捨石）	施工	施工状況	施工中	施工状況		○					
無筋・鉄筋コンクリート 型枠及び支保工の規定による												
場所打コンクリート工（伸縮目地）	施工	施工状況	施工中	取付位置、取付状況	・目安として1回/1工事	○						
				無筋・鉄筋コンクリートの規定による								
場所打コンクリート工（コンクリート）	施工	施工状況	打設前	施工状況	・既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去する	○						
				無筋・鉄筋コンクリートの規定による								
本体内工（鋼矢板式）（漁港）	鋼矢板工（先行掘削）	施工	施工状況	施工中	施工方法	・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	○					
					製作	搬入時	工場製作の場合	・工場加工及び製作するのが原則	○			
	鋼矢板工（鋼矢板）	製作	製作中	製作中	現場で製作する場合		○					
					運搬及び保管	搬入時	運搬及び保管	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体・継ぎ手・塗覆面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	△			
					施工	施工状況	施工中	1) 打込工法 2) 継手の位置、構造及び溶接方法 3) 打込中の回転及び傾斜	・鋼管矢板打込中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じる	○		
								異形矢板による修正	施工中	矢板打込方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じるおそれがある場合の修正	・打込記録を確認する ・異形矢板は、連続して使用しない	○
					施工	施工状況	施工中	矢板の打直し	施工中	矢板打込後継ぎ手が離脱していることが認められた場合	・引抜いて打直す	○
								引抜きが不可能な場合				○
	ウォータージェット	施工中	打込時にウォータージェットを併用した場合	・最後の打止めは、打止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせる	○							
	控工（先行掘削）	施工	施工状況	施工中	施工工法	・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	○					
製作					搬入時	工場製作の場合	・工場加工及び製作するのが原則	○				
控工（控鋼矢板）	製作	製作中	製作中	現場で製作する場合		○						
				運搬及び保管	搬入時	運搬及び保管	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体・継ぎ手・塗覆面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	△				
施工	施工状況	施工中	1) 打込工法 2) 継手の位置、構造及び溶接方法 3) 打込中の回転及び傾斜	・鋼管矢板打込中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じる	○							
			異形矢板による修正	施工中	矢板打込方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じるおそれがある場合の修正	・打込記録を確認する ・異形矢板は、連続して使用しない	○					

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性	
本体工（鋼矢板式）（漁港）	控工（控鋼矢板）		矢板の打直し	施工中	矢板打込後継ぎ手が離脱していることが認められた場合	・引抜いて打直す	○	
				施工中	引抜きが不可能な場合		○	
			ウォータージェット	施工中	打込時にウォータージェットを併用した場合	・最後の打止めは、打止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせる	○	
	控工（控鋼杭）	施工	搬入時	搬入時	搬入時	運搬及び保管	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体継ぎ手の塗覆面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	△
				施工状況	施工中	1) 打込工法 2) 打込状況 3) 継手の位置、構造及び溶接方法	・杭を規定の深度まで連続して打ち込む	○
				支持杭の打設	施工中	規定の打込み深度より支持層深度が浅い場合	・杭の打込記録を確認し、杭の切断をする	○
				杭の継足し	施工中	規定の打込み深度より支持層深度が深い場合	・杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有するものとする	○
				継手構造及び溶接方法	施工中	杭の継足しを行う場合	・打込記録を確認する ・杭の継足しを行う場合の品質は、本体の鋼材の同等以上の品質を有するものとする。	○
	控工（腹起）	施工	施工状況	施工中	取付け及び締付け状況	・腹起材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工する ・腹起材を全長にわたり規定の水平高さに取付け、ボルトで十分締付け矢板壁に密着させる	○	
	控工（タイロッド）	施工	施工状況	施工中	取付け及び締付け状況	・タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装し、塗覆部は、損傷しないよう取扱う ・隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置する ・リングジョイントは上下に正しく回転できる組立て、その作動が正常になるように取付ける ・タイロッドの締付けは、タイロッドを取付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの中間にあるターンバックルにより全体の長さを調整し、均等な張力が加わるようにする ・ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込む ・定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締付ける	△	
	控工（タイワイヤー）	施工	施工状況	施工中	取付け及び緊張状況	・タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装し、被覆部は、損傷しないよう取扱う ・タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護する ・隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角になるように設置する ・タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取付けた後、均等な張力が加わるようジャッキ等の緊張装置によって行う ・定着ナットのねじ部は、ナットのねじ山全部がねじ込まれたうえ、定着具のねじ山が三つ山以上突き出しているように締付ける ・裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工する ・タイワイヤーと上部コンクリートの境界部に圧密沈下が生じても、タイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシースを取付ける	△	
	本体工（コンクリート矢板式）（漁港）	コンクリート矢板工（先行掘削）	施工	施工状況	施工中	施工工法	・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	○
コンクリート矢板工（コンクリート矢板）		搬入時	搬入時	搬入時	運搬及び保管	・矢板本体に損傷を与えない処置を講じる ・2段以上積み重ねる場合、枕木を同一線上に置くが3段以上は積み重ねない。 ・2点吊りで矢板を吊り上げる	○	
			施工状況	施工中	打込工法		○	
			矢板の打直し	施工中	矢板打込後継ぎ手が離脱していることが認められた場合	・引抜いて打直す	○	
			施工中	引抜きが不可能な場合		○		
ウォータージェット	施工中	打込時にウォータージェットを併用した場合	・最後の打止めは、打止め地盤を緩めないようにジェット噴射を調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせる	○				
本体工（鋼杭式）（漁港）	鋼杭工（先行掘削）	施工	施工状況	施工中	施工工法	・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	○	
	鋼杭工（鋼杭）	搬入時	搬入時	搬入時	運搬及び保管	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体継ぎ手の塗覆面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	△	
			施工状況	施工中	1) 打込工法 2) 打込状況 3) 継手の位置、構造及び溶接方法	・杭を規定の深度まで連続して打ち込む	○	
			持杭の打設	施工中	規定の打込み深度より支持層深度が浅い場合	・杭の打込記録を確認し、杭の切断をする	○	
			杭の継足し	施工中	規定の打込み深度より支持層深度が深い場合	・杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有するものとする	○	
継手構造及び溶接方法	施工中	杭の継足しを行う場合	・打込記録を確認する ・杭の継足しを行う場合の品質は、本体の鋼材の同等以上の品質を有するものとする。	○				

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性
本体工（コンクリート杭式）（漁港）	コンクリート杭工〔先行掘削〕	施工	施工状況	施工中	施工工法	・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	○
	コンクリート杭工〔コンクリート杭〕	施工	施工状況	施工中	施工方法	・「JIS A 7201 遠心力コンクリートくいの施工標準」による。 ・JIS A 7201の文中の「工事監理者」を「監督職員」に、読み替える。	○
被覆・根固工（漁港）	被覆石工〔被覆石〕	施工	施工状況	施工中	捨石投入	・目安として1回/1工事。	○
	被覆石工〔被覆均し〕	施工	施工状況	施工中	均し状況	・ゆるみのないよう堅固に施工する。	○
	袋詰コンクリート工	無筋・鉄筋コンクリート	袋詰コンクリートの規定による				
	被覆ブロック工〔被覆ブロック製作〕	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による				
	施工状況		施工中	製作番号等			○
	被覆ブロック工〔被覆ブロック据付〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用する。	○
根固ブロック工〔根固ブロック製作〕	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による					
施工状況		施工中	製作番号等			○	
根固ブロック工〔根固ブロック据付〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際に、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去する。 ・被覆ブロック相互のかみ合わせに留意し、不安定な状態が生じないように	○	
被覆・根固工（漁港）	水中コンクリート工	無筋・鉄筋コンクリート	水中コンクリートの規定による				
	水中不分離性コンクリート工	無筋・鉄筋コンクリート	水中不分離性コンクリートの規定による				
	サンドマスチェック工	施工	施工状況	適宜	施工状況		○
上部工（漁港）	上部コンクリート工〔支保〕	施工	無筋・鉄筋コンクリート 型枠及び支保工の規定による				
	上部コンクリート工〔鉄筋〕	施工	無筋・鉄筋コンクリート 鉄筋工の規定による				
	上部コンクリート工〔型枠〕	施工	無筋・鉄筋コンクリート 型枠及び支保工の規定による				
	上部コンクリート工〔伸縮目地〕	施工	施工状況	施工中	取付位置、取付状況	・目安として1回/1工事。	○
	上部コンクリート工〔コンクリート〕	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による				
	施工状況		打設前	施工状況	・既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去する。 ・上部コンクリート内に諸施設の空間を設ける。	○	
	上部ブロック工〔上部ブロック製作〕	施工	無筋・鉄筋コンクリートの規定による				
施工状況	施工中		製作番号等			○	
上部ブロック工〔上部ブロック据付〕	施工	施工状況	据付前	施工状況		○	
付属工（漁港）	係船柱工〔係船柱基礎杭〕	施工（鋼杭）	運搬及び保管	搬入時	運搬及び保管	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体継ぎ手の塗覆面に損傷を与えないものとする。 ・杭を吊り上げる場合、2点吊りとする。	△
			施工状況	施工中	打込工法	・設計図書により工法が指定されている場合はそれに従わなければならない。	○
		施工（コンクリート杭）	施工状況	施工中	打込状況	・杭を規定の深度まで連続して打ち込む。	○
	係船柱工〔係船柱基礎〕	施工	施工状況	施工中	継手の位置、構造及び溶接方法	・設計図書の定めによる。	○
					施工状況	施工中	施工方法
	係船柱工〔係船柱製作〕	製作	製作	施工中	打継ぎしない打設	・打継ぎしないで施工する。	○
					係船柱の構造及び形状寸法	・構造及び形状寸法は(共)に示すものとする。	○
		施工中	コンクリート埋込部以外の構物肌表面	・滑らかに仕上げる。	△		
			平座金との接触面	・グラインダ仕上げを行わなければならない。	△		
	係船柱工〔係船柱施工〕	施工	施工状況	施工中	頭部の設計けん引力の浮彫表示	・係船柱の内厚以外の寸法の許容範囲は(共)に示すものとするが、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよい。	○
					アンカーボルトの固定状況	・所定の位置に強固に固定する。	○
					穴あき型係船柱の中詰めコンクリートの状況	・頭部表面まで充填する。	○
		塗装方法	施工中	底版マットの巻立て状況	・係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせる。	○	
塗装方法				塗装は、下塗、上塗に分けて行う。 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによる。	○		
塗装開始時間	施工中	さび止め塗装	・係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗る。	○			
		下塗り塗装	・下塗りにフェノール樹脂塗料を1回塗る。	○			
上塗り塗装	・上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を2回塗る。	○					
防舷材工〔防舷材（ゴム防舷材）〕	施工	施工状況	施工中	固定状況	・アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。	○	
防舷材工〔防舷材（その他）〕	施工	施工状況			・ゴム防舷材以外の防舷材は、設計図書の定めとする。	○	
車止・緑金物工〔車止・緑金物（鋼製）〕	製作（車止め）	製作状況	製作中	鋼製車止め	・車止めは、溶融亜鉛めっきを施すものとし、亜鉛の付着量は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」2種（HDZ55）の 550g/m <sup>2</sup> 以上で、試験方法は「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」による。 ・めっき作業は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」による。	○	

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性	
付属工（漁港）	車止・緑金物工〔車止・緑金物（鋼製）〕	施工	塗装状況	施工中	塗装使用量	・新設の塗装の標準使用量は、(共)に示すとおりとしなければならない。	○	
					塗装形態	・車止めは、設計図書に定めない場合、「JIS Z9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、緑金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	○	
					雨天又は風浪時	・雨天又は風浪により 海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。	○	
	車止・緑金物工〔車止・緑金物（その他）〕	製作				・鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。	○	
		施工				・鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。	○	
	防食工〔電気防食〕	施工	施工状況	施工中	貝殻及び浮きさび等の除去	・施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮きさび等を除去し、素地調整（3種ケレン（St2））を行わなければならない。	△	
					防食効果の確認	・防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。	○	
			ボンド工事	施工中	鉄筋等の溶接	・防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。	○	
					立上り鉄筋の塗装	・ボンド及び立上り鉄筋は、白ポイントで塗装し、他の鉄筋と識別出来るようにしなければならない。	○	
	防食工〔FRPモルタル被覆〕	施工	施工状況	施工中	貝殻及び浮きさび等の除去	・施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮きさび等を除去し、素地調整（3種ケレン（St2））を行わなければならない。	△	
					素地調整	・素地調整後、すみやかに被覆防食の施工を行わなければならない。 ・素地調整は、特記仕様書の定めによるものとする。	△	
					被覆厚さ	・被覆厚さは、特記仕様書の定めによるものとする。	○	
モルタル注入					・モルタル注入は、型枠取付後すみやかに行わなければならない。	○		
モルタル充填の確認					・モルタルが型枠内に完全に充填されたことを確認しなければならない。	○		
防食工〔ベトログラム被覆〕	施工	施工状況	施工中	貝殻及び浮きさび等の除去	・施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮きさび等を除去し、素地調整（3種ケレン（St2））を行わなければならない。	△		
				素地調整	・素地調整後、すみやかに被覆防食の施工を行わなければならない。 ・素地調整は、特記仕様書の定めによるものとする。	△		
		施工中	ベトログラム系ペーストの塗布	・ベトログラム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。	○			
			ベトログラム系ペーストテープ	・ベトログラム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。 ・ベトログラム系ペースト又はベトログラム系ペーストテープ施工後はすみやかにベトログラム系防食テープを施工しなければならない。	○			
防食工〔コンクリート被覆〕	施工	施工状況	施工中	貝殻及び浮きさび等の除去	・施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮きさび等を除去し、素地調整（3種ケレン（St2））を行わなければならない。	△		
				素地調整	・素地調整後、すみやかに被覆防食の施工を行わなければならない。 ・素地調整は、特記仕様書の定めによるものとする。	△		
				被覆厚さ	・被覆厚さは、特記仕様書の定めによるものとする。	○		
防食工〔防食塗装〕	施工	塗装状況	施工中	素地調整	・素地調整は、特記仕様書の定めによるものとする。	△		
				雨天又は風浪による中止	・雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。	○		
				塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量	・塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。 ・塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによる。	○		
付属設備工〔係船環〕	施工	係船環	施工中	係船環	設計図書の定めによる。	○		
消波工（漁港）	洗掘防止工	基礎工 洗掘防止工の規定による						
	消波ブロック工〔消波ブロック製作〕	施工	施工状況	施工中	製作番号等		○	
					施工状況	・所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用する。	○	
消波ブロック工〔消波ブロック据付〕	施工	施工状況	据付前	施工状況	・海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着した作業上支障をきたす貝、海藻等を除去する。 ・消波ブロック相互のかみ合わせに留意し、不安定な状態が生じないように据え付ける。 ・消波ブロック相互間に、間詰りや転落石のはまり込みがないように据え付ける。 ・基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入しない。	○		
裏込・裏埋工（漁港）	裏込工〔裏込材（均しを除く）〕	施工	施工状況	施工中	既設構造物及び防砂目地板の破損状況	・既設構造物及び防砂目地板に破損が無いに注意する。 ・隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行う。	△	
					裏込工〔潮取り〕	施工状況	施工中	既設構造物等の状況
	裏込工〔裏込均し〕	施工	施工状況	施工中	均し状況	・設計図書に定めのある場合、整地仕上げする。	○	
					裏込工〔吸出し防止材〕	施工状況	施工中	吸出し防止マット
	裏埋工〔裏埋材〕	施工	施工状況	施工中	重ね合せ幅	重ね合せ幅が（共）に示す幅より大きい場合	○	
					施工中	余水吐きの機能の維持	・余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理する。	○
						砂塵及び悪臭の防止	・施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努める。	○
						裏埋区域への軟弱泥土の流入、堆積状況	・裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにする。	○
						埋設構造物への影響	・タイロッド、ワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工する。	○
	裏埋土工〔土砂掘削〕	施工	施工状況	施工中	土止め支保等	・掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行う。	○	
施工中					転石等の除去	・仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する。	○	

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。



凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性	
表込・裏埋工（漁港）	裏埋土工〔土砂掘削〕	施工	施工状況	施工中	流用する土砂以外の土砂の運搬処分		○	
				施工中	整地仕上げ		○	
	裏埋土工〔土砂盛土〕	施工	施工状況	施工中	計画仕上り厚さ	・盛土の1層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土する。	○	
				施工中	急な勾配を有する地盤上に盛土	・1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止する。	○	
				施工中	締固め	・土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めるものとし、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締固める。	○	
				施工中	排水	・毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げる。	○	
				施工中	転石等の除去	・仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する。	○	
				施工中	流用する土砂以外の土砂の運搬処分		○	
陸上地盤改良工（漁港）	施工	施工	施工状況	施工中	海上地盤改良工 圧密・排水工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 圧密・排水工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 圧密・排水工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 圧密・排水工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 圧密・排水工の規定による		○	
				施工中	設計図書に定める範囲を所定の厚さで敷き均す。		○	
				施工中	施工範囲、杭の配置、形状寸法、ケーシングパイプの径	・形成するドレーン杭が連続した一様な形状になるよう施工する。 ・杭施工中に杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、ただちに打直しをする。	○	
				施工中	ロッドの打込間隔、配置、締固めストローク、起振力等		○	
				施工中	海上地盤改良工 締固工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 締固工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 締固工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 締固工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 固化工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 固化工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 固化工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 固化工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 固化工の規定による		○	
				施工中	海上地盤改良工 固化工の規定による		○	
				施工中	材料の計量及び練混ぜ	練混ぜ設備、練混ぜ時間等	・練混ぜ設備、練混ぜ時間等の資料を提出する。	○
				施工中	改良範囲、改良形状、固化、材添加量等			○
施工中	改良範囲、改良形状、固化、材添加量等			○				
施工中	「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成29年8月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）、「薬液注入工事による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」（平成29年8月1日国港技第27号、国空空技第111号 国土交通省港湾局技術企画課長及び航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達）の規定による。（共通仕様書 第1編 5-20-4、5-3-8）					△		
土工（漁港）	掘削工〔土砂掘削〕	施工	施工状況	施工中	土止め支保等	・掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行う	○	
				施工中	転石等の除去	・仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する	○	
				施工中	流用する土砂以外の土砂の運搬処分		○	
				施工中	整地仕上げ		○	
	盛土工〔土砂盛土〕	施工	施工状況	施工中	計画仕上り厚さ	・盛土の1層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土する	○	
				施工中	急な勾配を有する地盤上に盛土	・1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止する	○	
				施工中	締固め	・土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めるものとし、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締固める	○	
				施工中	排水	・毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げる	○	
				施工中	転石等の除去	・仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する	○	
				施工中	流用する土砂以外の土砂の運搬処分		○	
	路床盛土工〔路床盛土〕	施工	施工状況	施工中	盛土路床の1層の計画仕上り厚さ	・20cm以下とする	○	
				施工中	締固め	・路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で行う	○	
施工中				路床最終仕上げ面のブルーローリング		○		
施工中				作業終了時又は中断時	・路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合は、表面に横断勾配を設け平坦に締固めを行い、排水が良好に行われるようにする	○		
施工中	状態の維持	・路床盛土部分を運搬路に使用する場合は、常に良好な状態に維持し、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにする	○					

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性
土工(漁港)	排水処理工〔排水処理〕	施工	施工状況	施工中	滞水排除	・施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所 に滞水が生じないように維持する	○
				施工中	地下水の排水	・地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し 施工する	○
				施工中	排水処理方法	・周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じる	○
	伐開工〔伐開〕	施工	施工状況	施工中	原地盤	・伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等 で整地・締固めを行う	○
				施工中	転石等の除去	・法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する	○
	法面工〔法面〕	施工	施工状況	施工中	植生	植生の規定による	
施工中				植生	植生の規定による		
舗装工(漁港)	路床工〔不陸整正〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	設計図書の内容による	○
				施工中	施工状況	設計図書の内容による	○
	コンクリート舗装工〔下層路盤〕	施工	施工状況	施工中	下層路盤の施工	・各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去する	○
				施工中	路盤材料の敷均し	・材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均しする	○
				施工中	1層の計画仕上り厚さ	・20cm以下とする	○
				施工中	路盤の締固め	・「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最 適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行う	○
				施工中	下層路盤の最終仕上げ面	・ブルーフローリングを行う	○
				施工中	セメント安定処理路盤の 施		○
	コンクリート舗装工〔上層路盤〕	施工	施工状況	施工中	上層路盤の施工	・各層の施工に先立ち、各層路面の浮石、木片、ごみ等を除去する	○
				施工中	路盤材料の敷均し	・材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均しする	○
				施工中	1層の計画仕上り厚さ	・15cm以下とする	○
				施工中	路盤の締固め	・「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最 適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行う	○
				施工中	セメント及び加熱アス ファルト安定処理路盤の 施		○
	コンクリート舗装工〔コン クリート舗装〕	コンク リート舗 設	施工状況	施工中	路盤紙及び乳剤	・乳剤施工前に散水を行い、吸水性の路盤を適度に湿った状態に保つ ・乳剤はPK-3	○
				施工中	鋼製型枠	・曲がり、ねじれ等変形のないもので十分清掃し、正しい位置に堅固な構造 で組み立て設置する	○
				施工中	型枠の取外し	・コンクリート舗設終了後、20時間以上経過した後に行い、気温が5℃~10℃ の場合は、36時間以上経過した後型枠を取外す	○
				施工中	コンクリート運搬	・材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開始までの時間をダンプ トラックを用いる場合は1時間以内とし、アジテータトラックによる場合は1.5 時間以内とする	○
				施工中	コンクリートをミキサか らダンプトラックに直接 積み 込む場合	・落下高さを小さくし、ダンプトラックを前後に移動させ、平らになるよう に積み込むものとし、ダンプトラックは、使用の前後に水洗いをする	○
				施工中	コンクリートの運搬及び 荷 下し	・既打設コンクリートへの悪影響、路盤紙の移動及びコンク リート中への目潰砂の巻込みを防止する	○
	コンクリート舗装工〔コン クリート舗装〕	コンク リート舗 設	施工状況	施工中	コンクリート敷均し準備	・打設厚さ及び幅員は、スクラッチテンプレート等を使用して確認する ・降雨、降霜、路盤の凍結の恐れがある場合は、打設予定範囲をシート等 により保護する	○
				施工中	コンクリート敷均し	・舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保する ・舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行わない ・材料が分離しないよう、スプレッダー等を使用して敷均しする ・コンクリート舗装版の四隅、スリップバー、タイバー等の付近は、特に材 料の分離が生じないように注意し、入念に施工する ・コンクリート打設中、降雨が発生した場合は、施工目地を設け、作業を中 止し、既打設箇所の舗装面の降雨による損傷を防ぐため表面をシート等で覆 い保護する	○
				施工中	コンクリート締固め	・コンクリートは、フィニッシャー又はバイブレータを使用し、ち密、堅固に 締固める ・型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレータで締固め、作業中 スリップバー、タイバー等が移動しないように締固める ・コンクリートを2層に分けて打設する場合は、バイブレータを下層のコンク リート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固める	○
				施工中	鉄網の敷設	・コンクリートの締固めの際は、鉄網をたわませたり移動させない ・鉄網の重ね合わせ幅は、20cm以上とする ・鉄網の重ね合わせ部は、焼きなまし鉄線で結束する ・鉄網により、コンクリートを上下2層に分けて打設する場合、上層コンク リートは、下層コンクリート敷均し後、30分以内に打設する	○
				施工中	一般	・コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕 上げる	△
	表面仕上 げ	表面仕上 げ	施工状況	施工中	表面の荒仕上げ	・フィニッシャーによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャー及びテンプレートタ ンパによる手仕上げで表面の荒仕上げを行う	△
				施工中	平坦仕上げの施工	・平坦仕上げは、荒仕上げに引き続き表面仕上げ機による機械仕上げ又はフ ロートによる手仕上げを行う・人力によるフロート仕上げは、フロートを半 分ずつ重ねて行い、コンクリート面が低くフロートに接しないところがある 場合は、フロート全面にコンクリートが接するまでコンクリートを補充して 仕上げる・仕上げ作業中は、コンクリートの表面に水を加えないものとし、 著しく乾燥する場合は、フォグスプレーを使用できる	○
				施工中	粗面仕上げ	・面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた 後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをする	△

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性
舗装工（漁港）	コンクリート舗装工〔コンクリート舗装〕	養生	施工状況	施工中	コンクリートの養生	・直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないように行う ・表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化するまで、被膜養生などにより初期養生を行う ・寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm <sup>2</sup> 以上又は曲げ強度が1N/mm <sup>2</sup> 以上になるまで行い、特に風を防ぎ、凍結を防止する方法を取る	○
				施工中	目地板に相接するコンクリート舗装版の高低差	・2mmを超えないものとし、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工する	○
				施工中	構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩	・半径5mm程度の面取りをし、硬化後カッターで切断して目地溝を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行わない	○
				施工中	膨張目地の施工	・目地板は、路面に鉛直で一直線に通し、版全体を絶縁するように設置する ・目地板の上部のシール部に一時的に挿入するものは、コンクリートに害を与えないよう、適当な時期に、これを完全に取り除く	○
				施工中	収縮目地の施工	・ダミー目地は、図面に定める深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、注入目地材を施す・突合せ目地は、硬化したコンクリート側面にアスファルトを塗布又はアスファルトペーパーなどを挟み、新しいコンクリートが付着しないようにする	○
	コンクリート舗装工〔目地〕	施工	施工状況	施工中	施工目地の施工	・施工目地は、コンクリートの打設作業を30分以上中断する場合に設ける ・横施工目地は、設計図書に定める横方向収縮目地の位置に合わせる ・施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合はスリッパを使用し、それ以外の場合は、タイバーを使用する	○
				施工中	下層路盤の施工	・各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去する	○
				施工中	路盤材料の敷均し	・材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均しする	○
				施工中	1層の計画仕上り厚さ	・20cm以下とする	○
				施工中	路盤の締固め	・「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行う	○
	アスファルト舗装工〔下層路盤〕	施工	施工状況	施工中	最終仕上げ面	・ブルーフローリングを行う	○
				施工中	セメント安定処理路盤の施工		○
				施工中	上層路盤の施工	・各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去する	○
				施工中	路盤材料の敷均し	・材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均しする	○
				施工中	1層の計画仕上り厚さ	・15cm以下とする	○
	アスファルト舗装工〔上層路盤〕	施工	施工状況	施工中	路盤の締固め	・「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行う	○
				施工中	セメント及び加熱アスファルト安定処理路盤の施工		○
				施工中	エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物	・（共）に示す基準値に適合するものとし、突固め回数75回の矧は、設計荷重のタイヤ接地圧が0.7MPa以上、若しくは大型交通が特に多くわだち掘れが生じる場合に適用する	○
				施工中	道路舗装に使用する加熱アスファルト混合物のマッシュタル試験に対する基準値		○
				施工前	試験練り	・配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行う ・試験練りの結果が（共）に示す基準値を満足しない場合は、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行う	○
アスファルト舗装工〔基層〕	舗設	舗設準備	施工前	有害物の除去	・アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、上層路盤面の浮石、ごみ、土等を除去する ・上層路盤面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始する	○	
			プライムコート	施工中		・作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止する ・瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理する	○
			敷均し	施工中	施工状況	・敷均した時の混合物の温度は、110℃以上とする ・敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工するものとし、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げして作業を中止する ・1層の計画仕上り厚さは、7cm以下とする	○
			締固め及び縦目の施工	施工中	施工状況	・混合物は、敷均した後、ローラによって締固める ・ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンバ等で十分に締固めて仕上げる ・縦継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げる ・既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工する ・縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらす	△
			アスファルト舗装工〔表層〕	配合	施工状況	施工中	エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物
施工中	道路舗装に使用する加熱アスファルト混合物のマッシュタル試験に対する基準値					○	
施工前	試験練り	・マッシュタル試験により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行う ・試験練りの結果が（共）に示す基準値を満足しない場合は、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行う				○	

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性
舗装工 (漁港)	アスファルト舗装工〔表層〕	舗設	舗設準備	施工前	有害物の除去	・アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、基層面の浮石、ごみ、土等を除去する。 ・基層面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始する。	○
			タックコート の施工	施工中	タックコートの施工	・作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止する ・遮音材料の散布は、乳剤温度を管理する ・タックコート面は上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持する	○
			敷均し	施工中	施工状況	・敷均した時の混合物の温度は、110℃以上とする ・敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工するものとし、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締め固め仕上げ作業を中止する ・1層の計画仕上り厚さは、7cm以下とする	○
			締め固め及び 継目の施工	施工中	施工状況	・混合物は、敷均し後、ローラによって締め固める ・ローラによる締め固めが不可能な箇所は、タンバ等で十分に締め固めて仕上げる ・縦継目、縦継目及び横継目との接触部は、十分締め固め、密着させ平坦に仕上げる ・既に舗設した端部が十分締め固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工する ・縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらす	△
維持補修工 (漁港)	維持塗装工〔係船柱塗装〕	施工	施工状況	施工中	さび等の除去及び止め塗 装下塗り塗装 上塗り塗 装	・係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料及び止めを 1回塗る ・下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗る ・上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を2回塗る	○
					標準使用量	・塗替の塗装の標準使用量は、(共)に示すとおりとしなければならない	○
	維持塗装工〔車止塗装〕	施工	施工状況	施工中	塗装形態	・車止めは、定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境 及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様とし、し まの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない	○
					雨天又は風浪時	・雨天又は風浪により 海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上 の場合、作業を中止しなければならない	○
	維持塗装工〔緑金物塗装〕	施工	施工状況	施工中	標準使用量	・塗替の塗装の標準使用量は、(共)に示すとおりとしなければならない	○
					雨天又は風浪時	・雨天又は風浪により 海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上 の場合、作業を中止しなければならない	○
防食工	付属工	防食工の規定による					
構造物撤去工 (漁港)	取壊し工〔コンクリート取 壊し〕	施工	一般事項	施工中	建設副産物	・建設副産物については、第1編 1-2-11建設副産物の規定による	○
			運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければ ならない	○		
		施工状況 (コンク リート取 壊し)	施工中	連続するコンクリート構 造物の一部の取壊し及び はつり	・連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要 に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければ ならない	○	
		撤去工〔水中コンクリート 撤去〕	施工	一般事項	施工中	建設副産物	・建設副産物については、第1編 1-2-11建設副産物の規定による
	運搬物の飛散処理			・運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければ ならない	○		
	施工状況 (水中コン クリート撤 去)		施工中	既設構造物の損傷防止	・取り壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工 しなければならない	○	
	第三者への被害防止		・作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない	○			
	撤去工〔鋼矢板等切断撤 去〕	施工	一般事項	施工中	建設副産物	・建設副産物については、第1編 1-2-11建設副産物の規定による	○
					運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければ ならない	○
		切断機 材	施工前	酸素ガス及び溶解アセチ レン	・切断に使用する酸素ガス及び溶解アセチレンは、「JIS K 1101 酸素」及び 「JIS K 1902 溶解アセチレン」の規格に適合しなければならない	○	
				本体部材への影響防止	・鋼材切断を行うに当たり本体部材と兼用されている部分において、本体の部 材に悪影響を与えないように処理しなければならない	○	
			施工状況 (鋼矢板 等切断撤 去)	切断工	・切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に 定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、 かつ、技量確かな者としなければならない	○	
				水中切断の場合の切断工	・水中切断の場合の切断工は、上の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有 する者でなければならない	○	
	撤去工〔腹起・タイ材撤 去〕	施工	一般事項	施工中	切断方法	・酸素及び溶解アセチレンを使用する。なお、施工方法は手動又は自動切断 としなければならない ・部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない	○
切断箇所のごみ等の除去					・事前に切断箇所のごみ、ごみ等を除去しなければならない	△	
降雨、降雪及び強風等 での施工					・降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはなら ない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができ る	○	
建設副産物					・建設副産物については、第1編 1-2-11建設副産物の規定による	○	
運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければ ならない	○					

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性	
構造物撤去工（漁港）	撤去工〔腹起・タイ材撤去〕	施工	施工状況（腹起・タイ材撤去）	撤去工（鋼矢板等切断撤去）を適用する	建設副産物	・建設副産物については、第1編1-2-11建設副産物の規定による	○	
			一般事項		施工中	運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない	○
	撤去工〔舗装版撤去〕	施工	施工状況（舗装版撤去）	一部の取壊し及びはつりを行う場合	建設副産物	・建設副産物については、第1編1-2-11建設副産物の規定による	○	
			一般事項		施工中	運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない	○
	撤去工〔石材撤去〕	施工	施工状況（石材撤去）	第三者への被害防止	建設副産物	・建設副産物については、第1編1-2-11建設副産物の規定による	○	
			一般事項		施工中	運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない	○
	撤去工〔ケーソン撤去〕	施工	一般事項	施工中	建設副産物	・建設副産物については、第1編1-2-11建設副産物の規定による	○	
					運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない	○	
	撤去工〔ブロック撤去〕	施工	一般事項	施工中	建設副産物	・建設副産物については、第1編1-2-11建設副産物の規定による	○	
					運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない	○	
撤去工〔鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去〕	施工	一般事項	施工中	建設副産物	・建設副産物については、第1編1-2-11建設副産物の規定による	○		
				運搬物の飛散処理	・運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない	○		
仮設工（漁港）	仮設鋼矢板工〔先行掘削〕	施工	施工状況	施工中	施工工法	工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	○	
	仮設鋼矢板工〔仮設鋼矢板・H形鋼杭〕	製作	組合せ矢板及び異形矢板の製作	搬入時	製作中	工場製作の場合	工場加工及び製作するのが原則	○
			運搬及び保管	運搬及び保管	搬入時	現場で製作する場合	現場で製作する場合	○
		施工	施工状況	施工中	1) 打込工法 2) 継手の位置、構造及び溶接方法 3) 打込中の回転及び傾斜	・鋼管矢板打込中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じる	○	
			異形矢板による修正	施工中	矢板打込方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じるおそれがある場合の修正	・打込記録を確認する ・異形矢板は、連続して使用しない	○	
			矢板の打直し	施工中	矢板打込後継ぎ手が離脱していることが認められた場合	・引抜いて打直す	○	
			ウォータージェット	施工中	打込時にウォータージェットを併用した場合	・最後の打止めは、打止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して併用機械で貫入させ、落ち着かせる	○	
	仮設鋼管杭・鋼管矢板工〔先行掘削〕	施工	施工状況	施工中	施工工法	工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	○	
	仮設鋼管杭・鋼管矢板工〔仮設鋼管杭・鋼管矢板〕	運搬及び保管	運搬及び保管	搬入時	運搬及び保管	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体・継ぎ手・塗覆面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする	△	
			施工状況	施工中	1) 打込工法 2) 打込状況 3) 継手の位置、構造及び溶接方法	・杭を規定の深度まで連続して打ち込む	○	
施工		支持杭の打設	施工中	規定の打込み深度より支持層深度が浅い場合	・杭の打込記録を確認し、杭の切断をする	○		
		施工中	規定の打込み深度より支持層深度が深い場合	・杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有するものとする	○			
仮設鋼管杭・鋼管矢板工〔仮設鋼管杭・鋼管矢板〕	施工	継手構造及び溶接方法	施工中	杭の継足しを行う場合	・打込記録を確認する ・杭の継足しを行う場合の品質は、本体の鋼材の同等以上の品質を有するものとする。	○		
仮設道路工〔仮設道路〕	施工	道路舗装工	規定による					
雑工（漁港）	現場鋼材溶接工〔現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水）〕	溶接機材	溶接機材	施工前	溶接機材	・溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」、「JIS Z 3312 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび等溶接に有害な欠陥の無いものとする	△	
			施工	溶接工	施工中	溶接工	・溶接工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及び「JIS Z 3841 半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるアーク溶接の溶接技術検定試験のうち、その作業に該当する試験又は同等以上の検定試験に合格し、溶接作業に従事している技量確かな者とする	○
	水中溶接			水中溶接	・水中溶接の場合の溶接工は、上の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者とする	○		

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェック項目)	注意事項及び説明	適応性	
雑工(漁港)	現場鋼材溶接工 〔現場鋼材溶接、被覆溶接(水中)、スタッド溶接(水)〕	施工	施工状況	施工中	溶接方法	・溶接方法は、アーク溶接としなければならない	○	
					ごみ、さび等の除去	溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さび、塗料及び水分(水中溶接を除く)等を十分に除去しなければならない	△	
					降雨、降雪、強風及び気温5℃以下の低温時の施工	降雨、降雪、強風及び気温5℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならないが、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる	○	
					開先加工	設計図書の示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない	△	
					仮付け又は組合せ治具	仮付け又は組合せ治具の溶接を最小限とし、部材を過度に拘束してはならず、組合せ治具の溶接部のはつりあいは平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない	△	
					多層溶接	多層溶接の場合、各層の溶け込みを完全にしなければならない	○	
					当て金の隅角部で終るすみ肉溶接	当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない	○	
					溶接部の、割れ、ブローホールによる欠陥	溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻き込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない	△	
	現場鋼材切断工〔現場鋼材切断〕	切断機材	切断機材	施工前	酸素ガス及び溶解アセチレン	・切断に使用する酸素ガス及び溶解アセチレンは、「JIS K 1101 酸素」及び「JIS K 1902 溶解アセチレン」の規格に適合しなければならない	○	
			切断工	施工前	切断工	・切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者としなければならない	○	
施工		施工状況	施工中	水中切断	・水中切断の場合の切断工は、上の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない	○		
				施工方法	・切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用しなければならない。施工方法は手動又は自動切断としなければならない	○		
その他雑工〔削孔〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・事前に切断箇所のごみ、さび等を除去しなければならない	△		
				施工状況	・部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない	△		
道路舗装工(漁港)	路床工〔不陸修正〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない	○	
					施工状況	設計図書の定めによる	○	
	コンクリート舗装工		舗装工 コンクリート舗装工の規定による					
	アスファルト舗装工		舗装工 アスファルト舗装工の規定による					
	道路付属工〔緑石〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・緑石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填する	○	
						・目地間隙は、1.0cm以下とする		
	道路付属工〔側溝工〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・側溝は、下流側又は低い側から設置する。	○	
						・底面は滑らかで一様な勾配とする		
	道路付属工〔管渠工〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・側溝の取付部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする	○	
						・管渠は、下流側又は低い側から設置する。		
	道路付属工〔集水枘〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・底面は滑らかで一様な勾配とする	○	
						・管渠のコンクリート製品の接合部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする		
	道路付属工〔道路標識〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・集水枘と管渠等との接合部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする	○	
						・集水枘の基礎については、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにする		
	道路付属工〔防護柵〕	施工	施工状況	施工中	施工状況	・建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工する	○	
						・支柱を土中に設置する場合は、堅固に建て込むものとする。		
緑地工(漁港)	植生工〔張芝〕	施工	施工状況	施工中	1)芝の保管状況 2)客土の実施状況 3)張芝の実施状況	・使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらさない ・施工箇所の雑草等を除去し、芝の育成に適した土を敷均し不陸修正を行い、肥料を散布しなければならない ・張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸修正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させ、次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打固める ・傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝1枚当たり2本以上の芝串で固定する ・施工後、枯死しないように養生する ・目安として1回/各作業工程毎	○	
					枯死	工事完了後引渡しまで	枯死した場合	・枯死の原因を調査し通知する
	植生工〔筋芝〕	施工	施工状況	施工中	1)芝の保管状況 2)筋芝の実施状況	・使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらさない ・芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう締め固め、法肩には、耳芝を施す ・芝片は、法面の水平方向へ張るものとし、間隔は30cmを標準とする ・請負者は、施工後、枯死しないように養生する ・目安として1回/1工事	○	
						枯死	工事完了後引渡しまで	枯死した場合

現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目  
 △：特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断出来ない）となる確認項目

工種	種別	項目	内容	検査時期	確認内容(チェックポイント)	注意事項及び説明	適応性
緑地工（漁港）	植生工〔播種〕	施工	施工状況	施工中	1) 種子の播き付け 2) 養生 3) 再播種	・播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷均し、柔らかく押付けておく ・施工後、散水等により養生する ・一定期間後発芽しない場合再播種する ・目安として1回/1工事	○
	植生工〔種子吹付〕	施工	施工状況	施工中	1) 吹き付け面の状況 2) 吹き付け状況 3) 養生 4) 再吹き付け	・吹き付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は整正する ・吹き付け面が乾燥している場合、吹き付けに先立ち順次散水し、十分に湿らす ・所定の量を一律の厚さになるよう吹き付けに ・吹き付け面とノズルの距離及び角度を吹き付け面の硬軟に応じて調節し、吹き付け面を荒らさないように注意する ・種子吹付け後、適度な散水等により養生する ・一定期間後発芽しない場合再吹き付けする ・目安として1回/各作業工程毎	○
	植生工〔植栽〕	施工	施工状況	施工中	1) 樹木の運搬状況 2) 植栽前の樹木の状況 3) 植栽状況 4) 養生	・目安として1回/各作業工程毎 ・枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬する ・栽培地からその日に植え付け可能な本数だけ運搬し、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、仮植えする ・植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさせる ・植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋戻して根本を良く締固め、水鉢を切って仕上げる ・植付け後、すみやかに支柱を取付ける ・肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥する ・植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行う ・植栽した樹木に樹名板を設置する ・植栽した樹木の引き渡し後1年以内に枯死又は形姿不良（柱枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は真直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をい）、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む）となった場合、請負者の負担で同種同等品以上のものと植替えるものとするが、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない	○

・現場条件により適応性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

・「建設現場に関する実施要領令和5年4月国土交通省発行」「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)令和4年12月国土交通省発行」より抜粋